第４号様式の３（第７条の２関係）

在外選挙人名簿登録移転申請書

フリガナ			生　年　月　日	性別
氏　　名	姓	名	年　　月　　日	□男　□女
署　　名 （必ず自署）				
本　　籍	□都□道 □府□県	□郡 □市	□町□区 □村	
旅券番号 （任　意）				

転出先住所 〔必ず記入〕	住所以外の送付先 （在留届に記載予定の緊急連絡先） 〔希望により記入〕 この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。
（カタカナ表記） 国（※）　□州　□県　□市 □省　□郡 （外国語表記） □ 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所（注意参照） ※ カタカナ表記の「国名」は必ず記載すること。	（カタカナ表記） （外国語表記）
住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）をした年月日	年　　月　　日
住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）に転出の予定年月日として記載された日	年　　月　　日
住民票に記載されていた最終住所	長崎県西彼杵郡長与町

公職選挙法第３０条の５の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。

年　　月　　日

長与町　選挙管理委員会委員長　様

連絡先	電話番号（※）	ＦＡＸ番号（※）	メールアドレス
	携帯番号	役場使用欄 （本人確認書類）	旅券、マイナンバーカード、運転免許証、その他（　　） ア. 保険証、年金手帳、住民票の写し、その他（　　） イ. 社員証、学生証、その他（　　）

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号−地域番号−電話番号（ＦＡＸ番号）」の順に記入してください。

注　意

1　「氏名」欄には、**戸籍簿に記載された氏名を正確に**書いてください。

2　**「署名」欄は、必ず自分で書いてください。**

3　「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。

4　「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

5　「転出先住所」欄の**「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。**国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の□にレをつけてください。

6　投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。

7　「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。

8　申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

【特記事項】

※記載には黒インク又は黒のボールペンを使用してください。
※訂正する際に訂正印を押す必要はありません。
※署名欄は必ず申請者が自署してください。
※裏面の注意をよくお読みのうえ、記入してください。

【記入例】

在外選挙人名簿登録移転申請書

戸籍に記載された氏名を正確に書いてください。

西暦でも元号でも可

フリガナ	チカヨ	タロウ	生　年　月　日	性別
氏　　名	姓 長与	名 太郎	昭和 53 年 12 月 6 日	☑男 □女
署　　名 （必ず自署）	長与　太郎		必ず申請者本人が自署してください。	
本　　籍	長崎 □都☑道 □府□県	西彼杵 ☑郡 □市	長与 ☑町□区 □村	
	嬉里郷６５９番地１			
旅券番号 （任　意）	ＮＧ１２３４５６７			

転出先住所 〔必ず記入〕	住所以外の送付先 （在留届に記載予定の緊急連絡先） 〔希望により記入〕 この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。
（カタカナ表記） アメリカ 国（※） □州 □県 □市 合衆 □省 □郡 （外国語表記） ☑ 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所（注意参照） ※ カタカナ表記の「国名」は必ず記載すること。	（カタカナ表記） （外国語表記）
住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）をした年月日	平成 30 年 6 月 1 日
住民基本台帳法上の届出（市町村への住民票の転出届）に転出の予定年月日として記載された日	平成 30 年 6 月 15 日
住民票に記載されていた最終住所	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷６５９番地１

・カタカナ表記の国名は必ず記載してください。
・チェックを入れた場合は、外国語表記の住所の記入は必要ありません。

公職選挙法第３０条の５の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。

平成 30 年　6 月　4 日

長与町　選挙管理委員会委員長　様

連絡先	電話番号（※） ０００－００００－００００	ＦＡＸ番号（※） ０００－００００－００００	メールアドレス ○○○○@○○○
	携帯番号 ０００－００００－００００	役場使用欄 （本人確認書類）	旅券、マイナンバーカード、運転免許証、その他（　　） ア.保険証、年金手帳、住民票の写し、その他（　　） イ.社員証、学生証、その他（　　）

※日本国内からも連絡がとれるように「国番号-地域番号-電話番号（ＦＡＸ番号）」の順に記入してください。

注　意

1　「氏名」欄には、**戸籍簿に記載された氏名を正確に**書いてください。

2　**「署名」欄は、必ず自分で書いてください。**

3　「旅券番号」欄の記載は任意ですが、できる限り記載するようにしてください。

4　「転出先住所」欄及び「住所以外の送付先」欄の「カタカナ表記」には、カタカナ（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。「外国語表記」には、英語（漢字表記が一般的な国・地域においては漢字）で書いてください。

5　「転出先住所」欄の**「カタカナ表記」には、国名は必ず記載してください。**国名以外の住所について、国外への転出後に提出する旅券法第16条に規定する在留届に記載された住所をもって「転出先住所」とする場合は、「旅券法第16条の規定に基づき届け出る在留届に記載する住所」の□にレをつけてください。

6　投票用紙等は、「住所以外の送付先」欄に記載がある場合は、当該「住所以外の送付先」に送付されます。

7　「住所以外の送付先」欄においては、在留届に記載する予定の「在留地の緊急連絡先」が定まっていないが、住所以外の送付先への送付を希望する場合には、その旨を記載してください。

8　申請後、在外選挙人証を受け取るまでの間に投票用紙等の送付先を変更する場合には、申請を行った市町村の選挙管理委員会に届け出る必要があります。

【特記事項】